

令和3年4月19日

保育利用（2・3号認定子ども）の保護者の皆様へ

横浜市こども青少年局子育て支援課長

まん延防止等重点措置期間（令和3年4月20日から5月11日）における 幼保連携型認定こども園の利用について

日頃より、保護者の皆様には、幼保連携型認定こども園における新型コロナウイルス感染拡大防止の取組にご理解、ご協力いただいていることに感謝申し上げます。

さて、令和3年4月16日に、4月20日から5月11日までを対象期間とし、神奈川県に、政府による「まん延防止等重点措置」が出されました。

本市における幼保連携型認定こども園（保育利用）の利用については、登園自粛を求めず、感染防止策を徹底しつつ、原則開所をお願いする旨が示されています。

引き続き、本市からの登園自粛要請は行わず、利用料や幼保連携型認定こども園（保育利用）の利用に関する対応内容に変更はありませんが、幼保連携型認定こども園（保育利用）の利用については、以下のとおりです。また、施設に対しては、改めて必要な時間の保育を提供していただくよう依頼しています。

1 幼保連携型認定こども園（保育利用）の利用にあたってのお願い

本市においても新型コロナウイルス感染症の感染者数が増加しています。

幼保連携型認定こども園における保育利用は、日頃からお願いしているところではありますが、今回のまん延防止等重点措置期間中におきましても、感染拡大防止の観点も踏まえ、必要な日及び時間での幼保連携型認定こども園のご利用をお願いします。

（利用にあたってのお願い）

- ・仕事がお休みの日などには幼保連携型認定こども園における保育利用もお休みする
- ・在宅勤務の日については、通勤に要していた時間帯を除き、勤務時間に応じた利用とする など

※保護者が在宅勤務・テレワークであっても、オンライン会議や対外的な調整業務等のため家庭での保育が困難な状況があること、育児休業中であっても、きょうだい児の育児や保護者の体調、家庭の状況等により、保育を必要とする場合があることから、保護者の方からお申し出があった場合には必要な時間の保育を提供していただくよう施設にはお願いしています。

2 その他

（1）本市から登園自粛要請は行わないことから、令和3年4月20日から5月11日までの期間中の利用料（保育料）について、登園日数に応じた減額は行いません。

※園の職員や園児に新型コロナウイルスの感染者が発生し、休園した場合や横浜市として児童に登園自粛の要請を行った場合には、登園しなかった日数に応じて利用料を減額します。

（2）園児や職員がり患した場合や地域で感染が著しく拡大している場合などは、臨時休園することもあります。

<問い合わせ先>

保育・教育運営課

FAX : 664-5479

【保育利用について】

671-3564

保育・教育認定課

【利用料について】

671-0255